

令和2年第10回

荒川区教育委員会定例会

令和2年5月22日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和2年荒川区教育委員会第10回定例会

- | | | |
|--------|--|--|
| 1 日 時 | 令和2年5月22日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
小 林 敦 子
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記
坂 田 一 郎 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
生涯学習課長
ゆいの森課長
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
菊 池 秀 幸
津 野 澄 人
大久保 和 彦
漆 畑 研 太
小 林 弘 幸
小 川 綾 一
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

5 案 件

(1) 審議事項

議案第 1 9 号 令和 3 年度から使用する中学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の
委嘱について

議案第 2 0 号 荒川区文化財保護審議会委員の委嘱（再任）について

(2) 報告事項

ア 6 月からの教育活動の再開について

イ ゆいの森あらかわ・地域図書館の再開について

ウ 第 1 3 回柳田邦男絵本大賞の実施について

エ 専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について

(3) その他

教育長 それでは、ただいまから荒川区教育委員会、令和2年第10回定例会を開催させていただきます。

今回も新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ会議方式、オンラインによります会議とさせていただきます。

初めに出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、長島委員、坂田委員、御兩名にお願いいたします。

2月14日開催の第3回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、御確認を頂いたところでございます。本日、特に委員の皆様から御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 それでは、承認といたします。

また、2月28日開催の第4回定例会の議事録を皆様にお送りさせていただいてございます。次回の定例会で承認についてお諮りさせていただきたいと存じます。次回までに御確認いただき、お気づきの点等につきまして、事務局まで御連絡をお願い申し上げます。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

本日は審議事項が2件、報告事項が4件となっております。

初めに議案第19号「令和3年度から使用する中学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱について」を議題といたします。本件につきましては、教科用図書採択の公正を確保する必要がありますため、会議規則第11条の規定及び荒川区立学校教科用図書採択要綱第7条の規定によりまして、会議を非公開とし、議事録及び資料につきましては、採択が終了するまで時限秘とさせていただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第19号については会議を非公開とし、議事録及び資料につきましては、採択が終了するまで時限秘といたします。

本件につきまして指導室長から説明をお願いします。

指導室長 それでは、議案第19号「令和3年度から使用する中学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱について」御説明をさせていただきます。

提案理由でございます。令和3年度から使用いたします中学校教科用図書の採択に向けまして、教科用図書の調査研究に当たる選定調査会の委員を委嘱するものでございます。この選定調査会につきましては、荒川区立学校教科用図書採択要綱の第5条、教科用図書選定調査会の構成におきまして、選定調査会は学識経験者、地域関係者、保護者、学校関係者の委員10名以内をもって構成し、教育委員会が委嘱することとなっております。この要綱に基

づきまして、令和3年度に使用します中学校教科用図書選定調査会委員を選出したものでございます。

まず学識者2名でございます。1番の方は早稲田大学教育・総合科学学術院の教授でございます。2番の方は東京福祉大学短期大学部こども学科教授をされている方です。

次に、地域関係者2名でございます。3番の方は保護司であり、日本語学校の校長をされている方です。4番の方は民生児童委員で学校評議員をされている方です。

次に、保護者代表2名でございます。5番の方、6番の方は中学校PTA連合会の代表の方々です。

最後に、学校関係者2名でございます。7番の方は中学校校長会副会長でございます。8番の方は中学校校長でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑はございませんでしょうか。

小林委員 メンバーを見せていただきますと、それぞれ御経験もありまして、また、荒川区のことを大変によく分かってくださっている方々ですので、お願いできてよかったと思います。以上です。

教育長 ほかにございませんでしょうか。坂田先生、よろしいでしょうか。

坂田委員 結構かと思えます。ぜひ我々のために、荒川区の教育現場の実感を踏まえた御助言を頂ければと思えます。

教育長 長島先生、繁田先生、よろしいでしょうか。

繁田委員 特に異論ありません。

長島委員 大丈夫かと思えます。

教育長 質疑を終了させていただきます。

議案第19号につきまして、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 特になければ、討論を終了とします。

議案第19号につきましては、異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認め、議案第19号「令和3年度から使用する中学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱について」は原案のとおり決定いたします。

次に議案第20号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱（再任）について」、生涯学習課長から説明をいたさせます。

生涯学習課長 議案第20号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱（再任）について」です。

提案理由です。文化財保護審議会の郷土史・工芸技術分野について、委員1名を再任において委嘱するものでございます。

次に内容についてです。1番、再任者。こちら工芸技術裁缺で荒川区の指定無形文化財を保持しております石塚昭一郎様になります。現在の委嘱期間が今年の6月12日で切れますので、今回、6月13日から令和4年6月12日までということで、再任で委嘱したいと考えているものでございます。

次に、2番、その他の文化財保護審議会委員ということで、現在の委員の方々を記載させていただいております。平成31年4月1日から平成33（令和3）年3月31日までの委嘱期間となっております。

大変雑駁ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いたします。

教育長 議案第20号につきまして、御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 意見がないようですので、討論を終了させていただきます。

議案第20号につきまして、異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第20号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱（再任）について」は、原案のとおり決定とさせていただきます。

続いて報告事項に移ります。報告事項のA「6月からの教育活動の再開について」を議題といたします。学務課長、説明をお願いいたします。

学務課長 御手元の資料「6月からの教育活動の再開について」を御覧ください。

2番の入学式、始業式の日付は予定どおりで変えておりません。6月1日から2日、3日で順次開催をいたします。

6月からは学校が再開になります。分散登校を実施いたします。6月1日から5日、第1週目は分散登校を行い、給食は提供いたしません。

2ページをおめくりください。6月8日から6月12日、6月第2週目は同様に分散登校を行い、簡易的な給食を提供いたします。

どのように分散登校を行うかの方針は、後ほど御説明いたします。

6月15日以降、第3週目以降は、この後の感染状況などを見極めた上で、また別途6月5日に改めて通知を差し上げたいと考えてございます。

4番、教育活動の再開に向けた留意点につきましては、後ほど指導室長から御説明いたします。

先の説明をさせていただきます。5番、夏休み期間について。夏休みは短縮しまして、8

月 8 日土曜日から 23 日日曜日まで、お盆とその翌週といたしました。

少し飛びます。3 ページ、9 番の学校給食についてです。(2)、中ほどに記載しておりますが、6 月の第 2 週目から給食が始まりますけれども、感染予防のため、なるべく配膳業務を少なくするというので、当初は配膳が簡単な献立、例示でそちらに「丼物・カレーライス・スパゲティ・調理パン等+牛乳」と書いてありますが、極力配膳が少ない形で、給食当番の作業も少ない形を考えてございます。そのほかは国、都の資料などを添付資料としてお付けいたしました。

雑駁ではございますが、まず、私の説明は以上とさせていただきます。

続いて室長から御説明いたします。

指導室長 私からは別添 1 の「教育活動再開に向けての留意事項」について説明をさせていただきます。

連絡日につきましては、来週 5 月 25 日月曜日から 29 日までの中で、週 1 回程度児童の健康観察、そして課題回収等を行ってまいります。

2、分散登校日の設定につきましては、6 月 1 日から 6 月 12 日金曜日までの 2 週間を分散登校といたします。分散登校の仕方につきましては、各校の児童生徒数や施設等に応じて、ア「学級ごとに登校曜日を分ける方法」、イ「学年ごとに登校曜日を分ける方法」、ウ「学級を 2 つのグループ、時間帯を分ける方法」、各学校の実態に応じて選択し、分散登校を行います。

裏面にいきまして、分散登校をして、学校で授業及び給食を行うときの留意点として、黒ポチの二つ目に書かせていただいております。特に児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し、一つの普通教室 20 名程度で対面とならない形で教育活動、給食指導を行うということで、留意点として示しております。

3、学びの保障等にかかる配慮事項です。特に分散登校を行う際には、最終学年であります小学校 6 年生、そして中学校 3 年生が優先的に学習活動ができるように配慮しております。

(2) です。今後、限られた授業時間数になりますので、それぞれの学年ごとの積み上げが求められる教科でしたり、教科の重点等を明確にし、軽重をつけながら各教科、道徳等バランスよく指導できるように配慮して行っていきます。そして、今年度中に各学年の指導内容を終わらせるように、年間指導計画を見直すように今、各学校取り組んでいるところでございます。

4、授業等学校生活における感染症対策についてです。授業を行うときに教員はマスクを着用して授業を行ってまいります。

です。特に教科によりましてはなかなか感染予防がしにくいものもでございます。例とし

て音楽科における狭い空間、密閉状態での歌唱というのはなかなか難しいものがありますので、そこについては配慮するようということを示させていただいております。あと、家庭科、技術・家庭の調理、そして体育、長時間にわたるグループ学習等についてはしっかりと配慮しながら授業を考えていくということを示しております。

(2)、そして次のページの(3)(4)につきましては、各学校、こちらを確認しながら感染予防をして、教育活動を取り組んでいくことを示させていただきました。

私からは以上になります。よろしくお願いたします。

教育長 御意見、御質問等ございましたら、お願いたします。

坂田委員 今の話の前に、この数週間、オンラインやホームページでの提供も含めてやってこられたことについて、現状はどういう評価なのでしょう。

指導室長 各学校、特に4月までにつきましては復習中心の学習をしておりましたが、5月に休業が再延長になりましたときに、文部科学省の方から、教科書を配付し、できるところは進めていくことによって、家庭で学習したことが学校に戻ってきたときに定着していれば、改めて対面式の学習を行う必要はないということが示されました。そういうことから、学校の方では新しい学習内容を取り入れた授業を進めておりますので、これから学校が再開したときに、子どもたちにどれくらい定着しているのかというところが、本当の評価ができるころかなと思いますけれども、学校の取組としては、教育委員会としましては、指導室としましては着実にやっていただいているなど考えております。

教育長 坂田先生には、オンライン学習に関する御意見について別途寄せていただきましてありがとうございます。

前回の教育委員会では、休業中における家庭学習の充実ということで子どもたちに課題を課したり、インターネット環境を使ったオンライン学習の推進について取り組むということで御説明をさせていただきました。坂田委員からの御指摘も踏まえて早速動いてございまして、児童生徒へのタブレットの貸し出しですとか学校にWi-Fiルーターを設置しております。さらには来週になるのですけれども、インターネット環境のない各御家庭にルーターを配布し、子どもたちの安否確認をオンラインで行ったり、オンラインを使った遠隔授業についても取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

では、学務課長、細かいところの説明をお願いたします。

学務課長 今、教育長からお話しいただいたとおりでございますが、環境面につきましては、タブレットの貸し出しをもう既に御希望の家庭には始めております。それから、学校のネットワークはセキュリティが高くいろいろな融通がきかないものですから、学校専用ネットワークとは切り離れたWi-Fiルーターを立てまして、いわゆるZoomのビデオ会議な

どもスムーズにできるように説明会なども今週開き、来週早々に、6月から学校が始まるから来なさいよという声かけからでもビデオ会議をやっていただこうと思っております。

説明が重複しますけれども、家庭に通信環境がない御家庭にはポケットWi-Fiルーターも当初は小中合わせて300台、急いで調達しまして、まず中学生からは御希望の方に全員配れるよう100数十台を予定しております。残りの100数十台を小学校に回し、さらに追加で300台、合計600台のポケットWi-Fiルーターを調達していく予定です。

また、さらに先の話では補正予算を立てまして、タブレットの追加整備をいたします。あと、2,500台タブレットを追加で整備いたしますと、完全1人1台という体制が構築できますので、今後やっていきたいと考えております。以上です。

坂田委員 私の質問の趣旨は三つありまして、区の親御さんたちは子どもの教育環境が、この4月、5月の間は、かなりもどかしかったという気持ちだと思うのです。この間、我々ができたことはどういうことなのかということを確認しておく必要があるということが一つ。

2番目は当然ですけれども、家庭学習の結果を踏まえて新学期があるわけなので、先ほどおっしゃったように最初に定着状況を確認するとか、そういったことも非常に重要ではないかと思っておりますけれども、いずれにしても4月から5月にかけて我々はどういうことをやったのかというのがあって、新しいカリキュラム、6月からの授業の入りがあると思うのです。

3番目は、このまま幸いにして第2波、第3波がなくて、うまく普通の授業に戻ればいいのですけれども、しかしながら、西村大臣も第2波のことを口にされていますし、そういった可能性は現状において一定程度あると考えざるを得ないと思うのです。学校ごとにも場合によっては学校閉鎖だとか、そういったことも考えざるを得ないわけですので、先ほどおっしゃったようにオンラインでのコミュニケーションができるような態勢整備というのは引き続き進めておく必要があると考えます。最終的にそれを使わなくて済んだということであれば、子どもたちにとってはもちろんいいことなのですが、しかしながらこういう状況下ですので、備えとしてそういう環境整備というのは続けておく必要があるだろうと思います。

最後に一つ、我々が認識しないといけないのは、今や対面で会って話をする機会というのは非常に貴重な時間であるということです。従来はそういう意識がなくて、我々は無駄遣いをしてきたのだと思うのです。当面の間は非常に貴重な時間なので、先ほど優先順位をつけてとおっしゃっていましたが、どういことを子どもたちと対面でやるのが本当に有益なのかということ、やはり従来よりも厳しい基準で考えて進める必要があると思うのです。そういう必要がないものはもうそれこそオンラインでもいいし、親御さんにペーパーでお渡しするようなことでもいいと思うのですけれども、従来と同じような考え方で対面を考

えてはいけないと思います。以上です。

教育長 坂田先生からの御指摘につきまして、指導室長から説明をいたさせます。

指導室長 オンラインにつきましては、まず5月に入りまして、学習計画を各校のホームページにリンクを張りました。それに伴った教材もリンクとして張っております。ですので、家にいながらも学校のホームページを開けると、この1週間どんな学習ができるのか、そしてどんな教材があるのか、行うことができました。また、東京から離れている方でも学習ができる環境を整えております。

あと、メッセージにつきましては、各校のホームページですとか、学校だより、学年だよりを使いながら、子どもたちへのつながりということを大切にしております。少しずつですけどもYouTubeで動画を上げたりしている学校が出てきております。

今日、話の中で中学校は3校、YouTube等で動画を上げているという報告が、別の会議ですけどもありましたので、少しずつ進んでいるかなと思っております。以上です。

教育長 3カ月間、子どもたちが学校で十分に学ぶことができる環境になかったというところがございます。先生方には各校で御努力は頂いておりますけれども、6月の授業再開後は、まず子どもたちのこの3カ月間の学習状況の把握、そしてまだ未履修等もありますので、そういった点について十分把握した上で、1年かけて子どもたちがきちんと教育課程すべて学び終えることができるように、教職員一同努力してまいらせたいと思っております。よろしくをお願いします。

小林委員 本当に御説明どうもありがとうございました。今後なのですが、三密を避けないといけないということですので、かなり厳しい、困難が多いかとは思いますが、現場の先生にはくれぐれもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、幾つか確認させていただきたいことがあるのですが、まず、当面は今まで勉強していない部分を様子を見ながらということで、教科書を最初から始めるということではないということでしょうか。その点について確認をさせていただきたいと思っております。

それと2点目で、学校ごとに分散登校の方式を選ぶということなのですが、具体的にどの学校がこのアイウの中でどういうふうを選んでいくのかということと、一つの学校の中においてはこの方式で統一をすると考えてよろしいのでしょうか。2点の質問です。

それと、意見としては、オンライン化とオンデマンド化が進んでおりますので、今後の学習の過程においてもオンデマンドでできる部分はオンデマンドや、あるいはオンライン化を進める方向の方がいいかと思うのですが、そのあたりの姿勢というか、それに関して見解をお伺ひしたいと思っております。以上です。

教育長 指導室長から説明をいたさせます。

指導室長 1点は、学校再開したらどのような授業から始めていくのかというところかと思いますが、各校それぞれの取組があろうと思いますけれども、まずは学級が始まっていくということなので、学級づくりを少しずつ始めていくところがまずは中心になってこようかと思えます。そして、以前は再開というときには、まずは未履修の部分を初めの方に組み組みまして、そこから少しずつ新しい学年の学習に取り組んでいこうという話がございましたので、今回の分散登校で切り回したときにも、そのような形で進めていこうかと思っております。

2点目です。分散登校につきまして、学校はどのような状況かということです。小学校の方では、このアイウの中のウを選択しております。学級を二つのグループに分けているところ、あとは学年の中で、例えば午前中は1年1組、午後を1年2組と分けているところもありますが、小学校はおおむねウを選んでおります。中学校の方につきましては、施設等いろいろ学級規模がありますので、アイウ、様々選んでいるところがございます。

小学校につきましては、このウを選ぶことによってすべての児童が毎日学校に登校できるということでウを選んでおります。

最後に、学習のオンライン化を進めていくことにつきましては、こういう事態がございましたので、やはりタブレットパソコン等の学習はこれからさらに進めていかなければいけないかなと思っております。やはり今回はパソコンスキルによって、ダウンロードですとか、Zoom等の参加がなかなか難しい部分もございますが、この後、こうしたことがあるということを見越して考えますと、タブレットパソコンの習熟に慣れていく必要があるかなと考えておりますので、各学校ますますタブレットパソコンの使用を進めていくと考えております。以上でございます。

小林委員 ありがとうございます。

教育長 長島先生、どうぞ。

長島委員 質問ですけれども、先ほど教育活動の再開についてというところで、教員のマスク着用という話がありました。それから、6月からの教育活動の再開についてという中で、給食のところでマスクの着用についてあったと思うのですけれども、通常子どもたちが学校に通学してくるときのマスクの着用についてはどうなっているのでしょうか。そのことをちょっと教えてください。

教育長 学務課長から答弁いたさせます。

学務課長 給食のときに限らず、通学の段階からマスク着用ということは求めております。

教育総務課長 指導室の資料で、別添の裏面です。

学務課長 資料といたしましては、別添1の裏面の4番ですが、これは教員だけです。

長島委員 教室内に入る前に手洗い等を行うことというのは、そこにありますよね。

学務課長 別添で、また今後の資料で感染症予防のガイドラインなども準備しておりますので、そこで綿密に記載させていただきたいと思います。また、保護者宛てに昨日メールも出してありまして、そのメール文の中ではマスクの着用を忘れずに行ってくださいということは申し上げておるところですが、今後、ガイドライン等も出していきたいと考えております。

長島委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 とはいえ、子どもによってはマスクを忘れてきたりする子どももいますので、学校側として子どもの分のマスクも用意させていただきたいと思っていますし、幸い日暮里の繊維街の方々からの御協力も頂いていますので、布マスクの材料を子どもの人数分用意して、自分で作ってもらって、マスクを着用するようという指導も徹底してまいりたいと考えてございます。

繁田先生、どうぞ。

繁田委員 多分子どもたちにとっては、家でずっと、限られた環境で過ごしていたのが、急に学校の生活が始まるわけですね。もともと友達との交流があまり得意でない子は、それはかなりストレスになるし、ある程度適応のためのエネルギーが必要かなと思うのです。そういうところの配慮は、多分幾つかのヒントとか、場合によっては、例えば子どもの発達に関する研究所であるとか、医学部など子どもを専門にしているところでは、登校再開のためのガイドラインのような、指針みたいなものを出しているところがあるのです。そういうのを養護の先生とか、特に低学年の担当の先生は御覧いただいたほうがいいのかと思います。

医学部の精神科の教授の間で共有している資料を見ると、言われてみればそのとおりなのです。できるだけ学校が始まったばかりのときには、評価とかテストはしないとか、あるいはお友達同士のコミュニケーションにゆっくり時間をかけて、学習の進捗にはあまりこだわらないとか。先生はコロナ感染に気を取られているので余裕がなく、変に厳しい態度を取ってしまったりするのです。先生方は気をつけましょうと。そんな当たり前のことなのですけれども、多分ちょっと目を通しておくだけで違うかなと思います。国立成育医療研究センターで出しているのもありますので、御覧いただいといたほうがいいかなと思います。

教育長 ありがとうございます。それでは、教育センター所長から答弁させます。

教育センター所長 御教示ありがとうございます。早速各学校に教えていただきました資料等を紹介して、6月1日の再開に向けて備えて、学校内で周知、それから共通理解するように通知を出していきたいと思えます。

また、教育センターの対応といたしましては、スクールカウンセラーを6月第1週から巡回で、相談で派遣するところなのですが、3タイプを学校の方から選んでもらえるように考えております。

一つ目は、もう1週目から教育相談、カウンセリングを中心に行うパターン、二つ目は子どもたちの観察を重点的に見て、子どもたちはどんな様子か判断して、先生方と共通理解を図っていくパターン。三つ目としましては、初めの二つを合わせた形で、様子を見ながらもカウンセリングを進めていくと。どのような形で学校はやっていけばよいかということ、担当の学校のカウンセラーと学校が相談して、決めて、動いていくように図っております。

また、前回の教育委員会で御報告差し上げました教育センターでの電話相談のオンライン相談、ビデオ通話を用いての電話相談を5月28日から実施するように準備を進めてまいります。以上でございます。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件については先生方からの御意見、御教授を踏まえて6月の教育再開に向けて努力をしてみたいと考えてございます。

では、報告事項イ「ゆいの森あらかわ・地域図書館の再開について」を議題といたします。ゆいの森課長、小林課長、説明をお願いします。

ゆいの森課長 ゆいの森あらかわ・地域図書館の再開に当たりまして、4月8日から臨時休館をしてございましたけれども、令和2年6月1日より、一部サービスを限定しますが、サービスを再開したいと思っております。サービスの再開に当たりまして、1階の総合窓口の電話・WEB予約の資料の受け渡し、また資料の返却のみのサービスを実施するものでございます。

吉村昭記念文学館、一時預かりを含みます子どもひろばは、引き続き休止をしてみります。

1階にございますカフェ・ド・クリエにつきましては、座席の間引き等を行うことによりまして、営業を再開することとしております。

開館時間は、ゆいの森につきましては、通常どおり9時半から20時半までを開館したいと思っております。また、地域図書館につきましては、6月1日は通常休館日になりますが、臨時の開館をいたしまして、6月1日は開館させていただきます。時間については9時半から19時半を予定してございます。

また、引き続き新型コロナの感染拡大に伴いまして、臨時休館中の限定のサービスといたしまして、図書資料の郵送貸出サービスを開始してございます。5月13日から開始いたしました。このサービスにつきましては、区内在住・在勤・在学の方で、図書館に利用登録のある方を対象としてございます。申込みにつきましては、ゆいの森と南千住図書館に電話、メール、ファクスで申込みをしていただきます。

資料の裏面を御覧いただければと思います。郵送は「ゆうメール」を活用しております。郵送料につきましては、利用者に御負担していただく形になります。郵送料の目安につきましては、そちらの資料に記載のとおりとなっております。最大でも381円となっております。

ゆうメールを使って郵送いたしますので、貸出できる本の冊数につきましては、ゆうメールで郵送できる範囲内ということになります。大きさや重さによりますが、1冊から3冊程度の郵送が可能になります。小さい文庫本であれば4冊まで利用が可能となります。

本サービスの利用状況でございますけれども、5月13日からスタートしまして、昨日時点までで9日間となりますが、135件の利用がございます。1日当たり15件の利用になってございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

長島委員 意見でも質問でもなくて、記録に残してもらいたい必要もないのですが、この郵送貸出サービスについて、この間、たまたまMXテレビで見ました。

ゆいの森課長 先日、MXテレビの取材を受けまして、サービス状況を広く、区の取組として皆様に伝えることができました。引き続き31日までになりますけれども、取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

坂田委員 ほかの公立図書館の対応というのは、どういうことになりそうか、情報は把握されているのでしょうか。

ゆいの森課長 まだ6月以降のサービスについて、他区の図書館は今、詳細を検討しているところだと思っておりますが、情報交換をしている中におきましては、荒川区と同様にまずは一部サービスの再開ということで、予約の本の受け渡しと資料の返却のみからスタートさせまして、少し落ち着いてきた段階で、書架の閲覧を認めて、まだ、その時点では座席の利用は制限をかけておいて、書架の閲覧だけ行うパターンに、また次のステップとしては、座席を間引いて利用するというので、段階を踏んで完全な再開に向けていくのが、多くの図書館では想定していると聞いてございます。

坂田委員 それについては、やっぱり公立図書館、事情が極端に違うということではないと思いますし、公立図書館としてのミッションは基本的に共有されていると思いますので、その辺の再開の方針については、情報交換を密にさせていただいて、感染症対策を前提としつつある程度足並みをそろえるというか、そういう形で進めていただくのがよいのではないかと思います。

ゆいの森課長 ありがとうございます。今、特別区の館長の間ではLINEを使って情報交換もやっておりますし、非常に情報交換はよくできておりますので、ほかの図書館の状況も十分踏まえて荒川区の取組もしていきたいと思っております。ありがとうございます。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

小林委員 荒川区のゆいの森ですが、公共図書館として最先端というか、トップを行っている存在だと思いますので、ゆいの森でこのような郵送サービスをされたということは、非常に大切だったと思います。恐らく郵送サービスということですので、手間暇が少しかかってくるのかなという思いはあるのですが、ぜひこれは重要なサービスだと思いますので、頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

ゆいの森課長 ありがとうございます。

教育長 そのほかよろしいでしょうか。それでは、引き続き報告案件ウ「第13回柳田邦男絵本大賞の実施について」でございます。では、小林課長、引き続きお願いいたします。

ゆいの森課長 「第13回柳田邦男絵本大賞の実施について」御説明いたします。

1番、募集概要でございます。目的、募集作品につきましては記載のとおりとなっております。募集部門でございますが、子どもの部と一般の部に分けて開催をさせていただきます。一般の部につきましては、これまで荒川区内の方のみを対象としてございましたけれども、今回13回から広く全国一般の方へも対象として実施をしていきたいと思っております。

募集期間でございますが、令和2年7月1日から9月27日までの期間、募集を行いたいと思っております。

応募方法につきましては例年と同様でございますが、一般の部につきましては、これまで800字から1,600字としてございましたけれども、広く応募しやすい形にしたいと思っております。字数の制限を少し緩めました。800字から1,200字ということで今回は設定させていただきました。

6番、審査でございます。こちらは例年どおりになりますが、一次選考はゆいの森課事務局で行いまして、二次選考を柳田邦男先生に行っていただく予定になってございます。

ポスター・チラシの配布につきましては、6月下旬から各小中学校にも配布をさせていただきたいと思っております。

受賞者の決定につきましては、12月中旬までに決定をいたしまして、受賞者に連絡をする予定となっております。

賞及び賞品につきましては、記載のとおりとなっております。

裏面を御覧いただければと思います。2番の「絵本は人生に三度」という理念を拡大する取組ということで、先ほどの一般の部につきましては、全国的に募集をかけるというところで、

柳田邦男先生の「絵本は人生に三度」という理念をより多くの人に伝えていきたいという思いから、今回から一般の部を荒川区外にも応募を対象とさせていただきたいと思っております。

表彰式でございますけれども、現在の予定でございます。令和3年1月23日土曜日の開催を予定しております。

4番、表彰式後の展開でございますが、柳田邦男絵本大賞コーナーの設置ということで、表彰式の後にコーナーを設置いたしまして、歴代の受賞作品や作品集を展示したいと思っております。また、地域図書館においてもスペースの都合もありますが、可能な限りで展示を行っていききたいと思っております。

また、受賞作品の絵本の書店販売ということで、区内の書店組合と連携いたしまして、区内の書店で受賞作品の絵本の販売等も行っていきたいと思っております。

今後の予定につきましては、記載のとおりとなっております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

教育長 ただ今の説明について、御質問、御意見、いかがでしょうか。

小林委員 柳田邦男先生は絵本につきまして、全国各地で講演をされておられますし、全国的に活動を展開されてこられたと思うのです。絵本に興味がある方々とつながっておられますので、そういう方々に応募していただくと本当にうれしいと思いますし、この絵本に関しましては、この賞は重要な意味があると思っておりますので、ぜひ今後とも発展してほしいなと思います。これは全国に募集対象を広げることに關しては賛成です。

長島委員 今、小林先生からお話があったように、全国に一般の部の対象を広げるといことなのですけれども、具体的に周知の方法はどのようにされるのですか。ここでは今後の予定で、区報、ホームページに掲載とか書いてありますけれども、何か考えていらっしゃるものがあれば教えていただきたいと思います。

ゆいの森課長 今までと同様に区報やホームページは当然のことなのですけれども、ホームページも絵本に関するホームページが複数ございまして、そこでこういった大賞のイベントだとか、原画展とかもそうですけれども、そういったイベントを周知しているホームページもたくさんございまして、そういったところを積極的に活用して、全国の方に見ていただけるような媒体を使って、広く周知を図っていききたいなと思っております。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項工、最後の案件になります。「専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について」を議題といたします。指導室長から説明がございまして。

指導室長 「専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について」報告をさせていただきます。第六瑞光小学校の教員が自転車の接触事故について専決処分をしましたので、区議会に報告をさせていただきます。

概要です。日時につきましては、平成31年1月16日午後4時35分頃でございます。場所は南千住五丁目13番付近の歩道です。

相手方は足立区在住の女性でございます。状況としましては、校務中に自転車で先ほどの住所の辺りを走っていたところ、足立区の女性と自転車同士が接触したというところがございます。相手方は転倒し、このような状況があり自転車も損傷したというところがございます。

区の責任につきましては、こちらに書いてございますとおりですが、区の負担割合の方が8割、相手方の負担は2割という結果になっております。

専決処分の内容です。18万9,842円。こちらに書いてある総額の8割相当になっております。決定日につきましてはこちらになります。

主な経過ですけれども、令和2年2月17日付で示談書を交わしております。

今後の予定としましては、6月の議会に報告をさせていただきます。

以上でございます。

教育長 ただ今の説明について、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

事務局で御用意した案件は以上でございます。特段なければ、以上をもちまして、教育委員会第10回定例会を閉会とさせていただきます。

了